

# 陸上貨物運送事業における 労働安全衛生規則の内容（荷役作業・熱中症）及び 働き方改革について

令和7年5月26日

福岡中央労働基準監督署

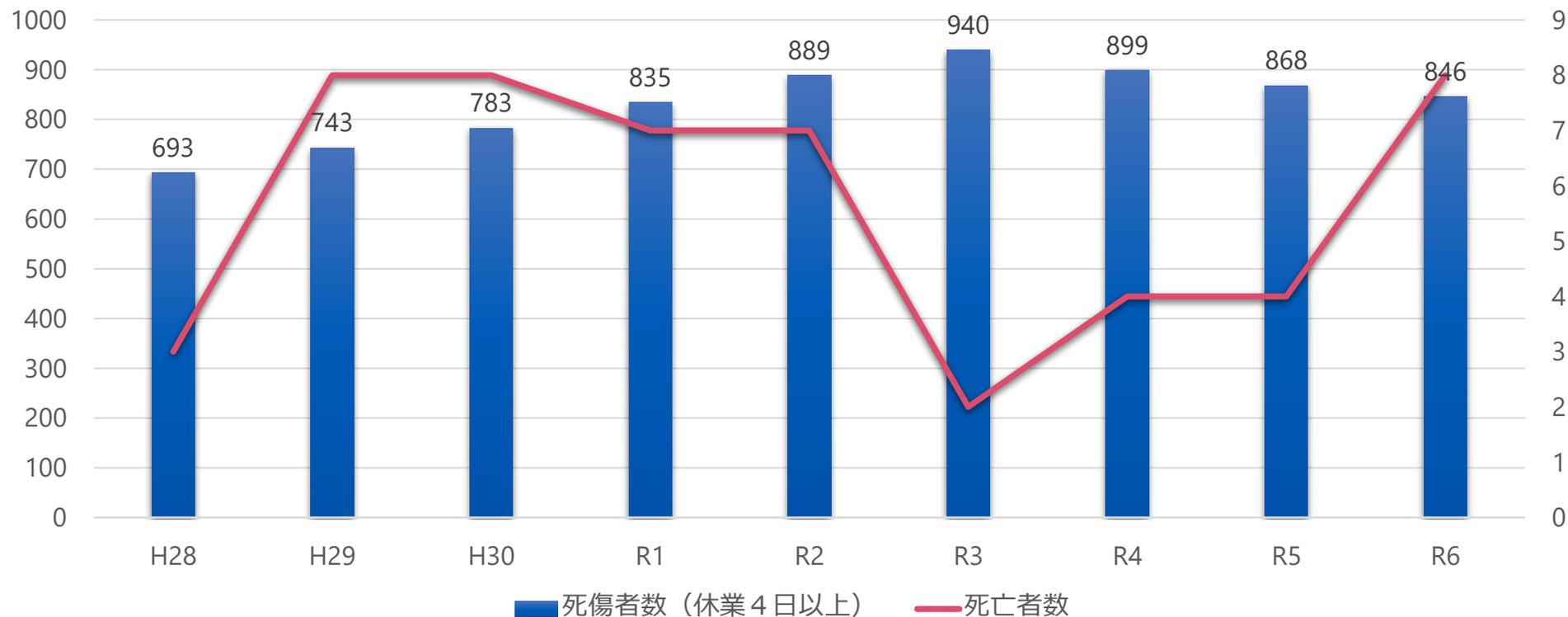
安全衛生課 宮永渉希

- 1 労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 労働安全衛生規則（荷役作業）改正
- 4 荷役作業の安全対策ガイドライン
- 5 労働安全衛生規則（熱中症）改正
- 6 働き方改革

# 1 労働災害発生状況

陸上貨物運送事業における労働災害は増加傾向にあり、令和6年は平成28年と比較して**約150件の増加**。  
令和6年の死亡者数は、平成28年以降では**最多の8人**。

## 年別労働災害発生状況（陸上貨物運送事業：福岡県）



# 1 労働災害発生状況

- ・死亡災害について、道路上の交通事故による死亡災害は毎年発生しているが、交通事故を除くとフォークリフトやロールボックスパレット等に巻き込まれる災害が最も多い。
- ・死傷災害について、トラックの荷台上等からの墜落・転落が最も多い。

陸上貨物運送事業		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死亡者数		7	7	2	4	4	8
事故の 型別	墜落・転落		1	1	1		2
	はさまれ、巻き込まれ	2	3				2
	飛来・落下	1					1
	崩壊・倒壊	1				1	
	交通事故（道路）	1	3	1	2	1	2
	激突され	1				2	
	その他	1			1		1
死傷者数		835	889	940	899	868	846
事故の 型別	墜落・転落	210	250	249	226	236	201
	転倒	111	119	130	119	143	144
	無理な動作・動作の反動	171	190	191	187	179	176
	はさまれ、巻き込まれ	86	95	113	96	93	57
	交通事故（道路）	44	38	46	37	39	36
	激突	62	84	63	70	49	61
	その他	151	113	148	164	129	171

# 1 労働災害発生状況

福岡県で発生した陸上貨物運送事業に係る死亡災害事例（令和6年～）※交通事故等一部省略

発生年月	事故の型	災害発生状況
令和6年1月	はさまれ、巻き込まれ	営業所内冷蔵庫にて、車両から荷下ろしのため、高さ調節のスロープを使用して後退しながら保冷かご台車を引っ張っていたところ、保冷かご台車がバランスを崩してのほうへ倒れて下敷きになったもの。
令和6年2月	はさまれ、巻き込まれ	宅地造成工事現場において、生コンクリートを打設し、ミキサー車及びドラグ・ショベルのバケットに付着した生コンクリートを洗浄した後、旋回してきたドラグ・ショベルのバケットと同ミキサー車の間に挟まれたもの。
令和6年8月	高温・低温の物との接触	派遣先事業場の倉庫内で自動車部品の詰め替え作業に従事していた。休憩所で手の痙攣などが認められた後、屋外へ出て突然走りだし転倒した。口から泡を吹きいびきをかいている状態であったため救急搬送されたが、熱中症により死亡したもの。
令和6年10月	飛来、落下	倉庫搬入口の地上面から30cmのプラットホーム上で、荷台側を向き座位の状態です荷を積載したロールボックスパレット2台の下敷きになったもの。
令和7年1月	飛来、落下	リーチフォークリフトを運転してプラスチック製のパレット（高さ14.5cm、109cm×109cm）を15段積み（高さ217.5cm）で運搬作業を行っていた。平坦な地面に30段（高さ435cm）積み重ねられたパレットのうち最上端から15段までを運搬しようとしたとき、当該15段積みパレットの上部が荷崩れしたもの。

- 1 労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 労働安全衛生規則（荷役作業）改正
- 4 荷役作業の安全対策ガイドライン
- 5 労働安全衛生規則（熱中症）改正
- 6 働き方改革

## 2 第14次労働災害防止計画（2023年度～2027年度）

### アウトプット指標

計画の重点事項の取り組みの成果として、労働者の協力の下、事業者において実施する事項を定めたもの

具体的には・・・

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む）の割合を2027年までに45%以上とする。

### アウトカム指標

アウトプット指標を実施した結果として、期待される事項、効果検証を行うための指標

具体的には・・・

陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させ、818人以下とする。

### 福岡労働局の重点実施事項

- ・トラックからの荷の積み下ろし作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化
- ・荷主事業者の敷地等で多く発生している荷役作業における荷主事業者対策への取組
- ・荷役作業における安全ガイドラインの周知徹底

- 1 労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 労働安全衛生規則（荷役作業）改正
- 4 荷役作業の安全対策ガイドライン
- 5 労働安全衛生規則（熱中症）改正
- 6 働き方改革

### 3 労働安全衛生規則改正

#### (1) 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

- 最大積載量5トン以上の貨物自動車について規定されていた昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務について、義務の対象範囲が**最大積載量2トン以上のものに拡大**するもの。なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものやテールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とするもの

#### (2) テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

- 労働安全衛生法第59条第3項の**特別教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を規定**するもの。※併せて、安全衛生特別教育規定（昭和47年労働省告示第92号）について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（テールゲートリ二に関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育（計4時間）及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育（2時間））を新たに規定するもの。

#### (3) 運転者が運転位置から離れる時の措置の適用除外

- 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、**逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること**等とするもの。

# (1) 昇降設備の設置（安衛則第151条の67関係）

（昇降設備）※赤字が改正部分

第151条の67 事業者は、最大積載量が**二トン以上**の貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が**二トン以上**の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が**床面と荷台との間**及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、**床面と荷台との間**及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

【改正の趣旨等】※令和5年3月28日付け基発0328第5号より抜粋

・荷を積み卸す作業を行うときに、**昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量は5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものとしたものであること。**

・労働者が床面と荷台との間を昇降する際、荷台からの墜落・転落災害が多く発生していることを踏まえ、**昇降設備の設置対象となる箇所に、「床面と荷台との間」を明記したものであること。**なお、例えば、荷台に昇降するが、荷台の荷の上に昇降しない場合にあっては、当然、荷台への昇降設備の設置のみで差し支えないものであること。

・「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含むものであること。  
テールゲートリフターを中間位置で停止させて**ステップとして使用する場合にあっては、当該テールゲートリフターについても、昇降設備として認められるものであること。**なお、テールゲートリフター製造者がテールゲートリフターの動作時に作業員の搭乗を認めていないにもかかわらず、当該テールゲートリフターの動作時に労働者を搭乗させることは、安衛則第151条の14の主たる用途以外の使用にあたる場合があること。

・本条が適用されない貨物自動車において荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、**高さが1.5mを超える箇所での作業を行うときは、安衛則第526条の規定（昇降するための設備の設置）が適用されることに留意すること。**

# (1) 昇降設備の設置 (安衛則第151条の67関係)

【出典】「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」(厚生労働省)

## 昇降設備の留意事項について



〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの(上から見たときにステップが見えない等)は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

## 【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

# (1) 昇降設備の設置 (安衛則第151条の67関係)

昇降しやすい装置を取り付けよう!



リヤステップ

リヤステップ部を網状にすることで、滑り止めの効果を持たせます



サイドステップ

リヤ・サイドステップ部に突起のある穴あけ加工をすることで、滑り止めの効果を持たせます



格納式ステップ

ボディより外側に可動式のステップを取り付けます

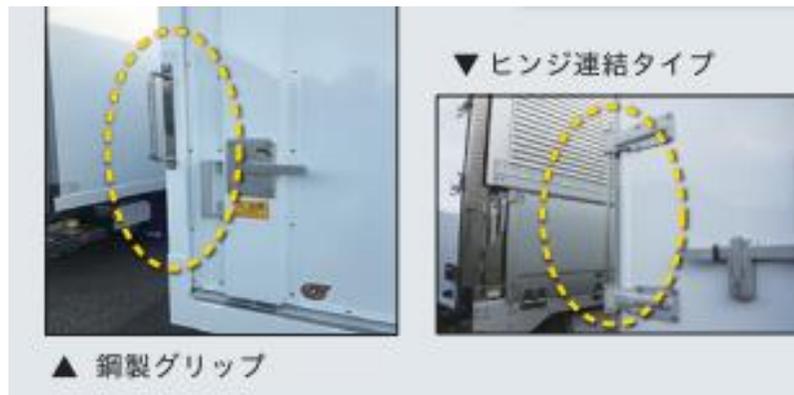


あおり内側回転式ステップ

あおりを下ろした際に開店してステップとなる部分を利用します<sup>12</sup>

# (1) 昇降設備の設置 (安衛則第151条の67関係)

トラックの荷台・運転席への昇降の際は、必ず両手・両足の三点で身体を支持 (三点指示) しましょう!



リヤフレーム部グリップ



リヤドア面グリップ



# (1) 保護帽の着用（安衛則第151条の74関係）

（保護帽の着用）※赤字が改正部分

第151条の74 事業者は、**次の各号のいずれかに該当する**貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は**次の各号のいずれかに該当する**貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うとき（**第三号に該当する貨物自動車にあては、テールゲートリフターを使用するときに限る。**）は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

一 最大積載量が五トン以上のもの

**二 最大積載量が二トン以上五トン未満であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの**

**三 最大積載量が二トン以上五トン未満であって、テールゲートリフターが設置されているもの（全豪に該当するものを除く。）**

2 （略）

【改正の趣旨等】※令和5年3月28日付け基発0328第5号より抜粋

・荷を積み卸す作業を行うときに、**労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量が5トン以上のものに加え、上記の第二・第三のものとしたものであること。**

・「荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの」には、**あおりのない荷台を有する貨物自動車並びに平ボディ車及びウイング車が含まれるものであり、バン（荷台の四方が囲まれた箱型の物（ウイング車を除く。））等は含まれないものであること。**

・「テールゲートリフターを使用するとき」には、**テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う場合やテールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないときは含まれないものであること。**

・貨物自動車の荷台の高さの荷受け台（プラットフォーム等）が設置され、荷台の端部から墜落するおそれのない場所において荷を積み卸す作業を行う場合や荷を積み卸す作業のために労働者が荷台又は積み荷の上に乗る必要がない場合等、**墜落の危険がない状態で荷を積み卸す作業を行う場合は、第151条の74第1項の荷を積み卸す作業を行うときに該当せず、同項は適用されないこと。**

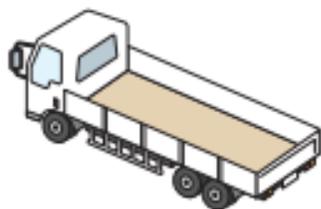
・本条が適用されない貨物自動車において、荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、**高さが2m以上の箇所で作業を行う場合で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第518条の規定が適用されることに留意すること。**

# (1) 保護帽の着用 (安衛則第151条の74関係)

【出典】「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」(厚生労働省)

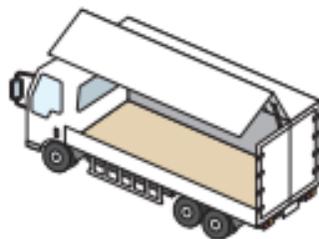
## 新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類 (最大積載量2トン以上5トン未満のもの)

保護帽の着用が必要となるもの



平ボディ車

(荷台の側面が構造上開閉できるものの例)



ウイング車



建機運搬車

(荷台の側面が構造上開放されているものの例)



バン

(テールゲートリフターが設置されているもの)

適用されないもの



バン

(テールゲートリフターが設置されていないもの)

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量5トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

# (1) 保護帽の着用（安衛則第151条の74関係）

必ず墜落時保護用のヘルメットを着用しましょう！

【出典】「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう」（厚生労働省）

## ヘルメットのすぐれた効果

引用：リーフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P.12

## 保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



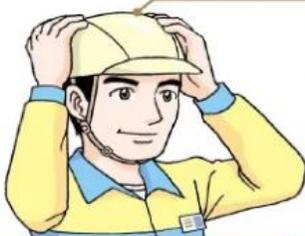
▲「墜落時保護用」の効果が高く、頭部外傷や骨折を防ぐ目安を下回っていました。荷役作業時には墜落時保護用の保護帽を必ず着用しましょう。

■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。  
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

## ヘルメットの着用ポイント

引用：リーフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P.3

必ず保護帽を着用！



（着用時5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に1と3を忘れずに！  
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

**1 チェック!**  
ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標準」等に用途が書かれています！

**3 参考**  
あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。(H29.3)

## (2) 特別教育（安衛則第36条第5号の4関係）

（特別教育を必要とする業務）※赤字が改正部分

第36条 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする

**五の四 テールゲートリフター（第151条の2第七号の貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）**

【改正後の安全衛生教育規定】（抜粋）

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法、テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法、台車の種類、構造及び取扱い方法、保護具の着用、災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2時間

【改正の趣旨等】

- ・荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務を特別教育の対象としたものであること。
- ・「テールゲートリフターの操作の業務」には、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することのほか、テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストロッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等、テールゲートリフターを使用する業務が含まれること。なお、荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務、貨物自動車以外の自動車等に設置されているテールゲートリフター、介護用の車両に設置されている車いすを対象とする装置等の操作の業務は含まれないこと。
- ・テールゲートリフターの製造者、取付業者等による操作説明が、特別教育の対象である労働者に対して、テールゲートリフターの操作を実際に行わせながら適切に実施される場合には、当該説明に要した時間を実技教育の教育時間に含まれるものとして取り扱って差し支えないこと。

### (3) 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の11関係）

（運転位置から離れる場合の措置）※赤字が改正部分

第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。**ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であって、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りではない。**

- 一 フォーク、ショベル等の荷役装置（**テールゲートリフターを除く。**）を最低効果位置に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 （略）

**3 事業者は、第一項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。**

**4 貨物自動車の運転者は、第一項ただし書の場合において、前項の措置を講じなければならない。**

【改正の趣旨等】※令和5年3月28日付け基発0328第5号より抜粋

・テールゲートリフターの収納位置は、必ずしも最低降下位置でないことから、**運転者が運転位置から離れるときにおける荷役装置を最低降下位置に置く義務について適用を除外することとしたこと。**

・テールゲートリフター等の作業装置（以下、「テールゲートリフター等」という。）の操作のためには原動機を動作させなければならない構造のものも存在することから、**走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用を除外することとしたこと。**

・ブレーキを確実にかける等の**貨物自動車の逸走防止措置については、改正省令による改正後の安衛則第151条の11第3項により、引き続き義務付けられることに留意すること。**

# (3) 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の11関係）

## テールゲートリフターの種類

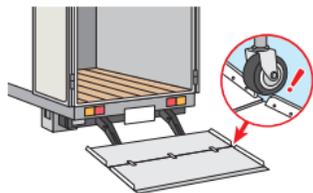
【出典】「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」（厚生労働省）



メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

### その他、気をつけていただきたい事

【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



【点検項目の例】

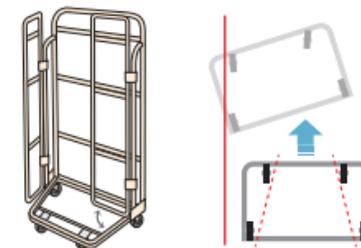
- ① 正常に動作するか、異音がないか
- ② 部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③ 油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④ スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

- 1 労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 労働安全衛生規則（荷役作業）改正
- 4 荷役作業の安全対策ガイドライン
- 5 労働安全衛生規則（熱中症）改正
- 6 働き方改革

## 4 荷役作業の安全対策ガイドライン

### 目的

労働災害に占める陸上貨物運送事業の労働災害の割合が増加していること、荷役作業が約65%を占めていること、そのうち約70%が荷主等の事業場で発生していることから、荷役作業における労働災害を減少させるため、陸運事業者及び荷主・配送先・元請事業者等がそれぞれ取り組むべき事項を示すこと。

今回の法令改正事項に含まれないものであって荷役作業の安全対策ガイドラインで措置すべきものについて、改正法令の公布にあわせガイドラインを改正しました。

#### 【改正事項の概要】

・事業者が講じべき措置のうち、荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策に、**テールゲートリフターの項目**を設け、以下の事項を追加したもの。

- ①テールゲートリフターの操作は特別教育を受講した者に行わせること
- ②作業開始前及び定期的に点検すること
- ③いわゆるU字型ロールボックスパレットの積載については、逸走防止措置を確実に講ずること
- ④床下格納式テールゲートリフターは、側部ストッパーに隙間が生じるため、当該隙間から車輪が脱輪しないよう、注意しつつ積載すること

・上記対策の、**ロールボックスパレット等による労働災害防止対策の項目**に、以下の事項を追加したもの。

- ①ロールボックスパレット等を移動させないときは必ずキャストストッパーを使用すること。キャストストッパーが備わっていない場合は、歯止め等適切な逸走防止措置を講ずること
- ②不具合があった場合は、所有者又は荷主に報告し、対応を協議すること
- ③最大積載重量を遵守するとともに、偏荷重が生じないようにすること。

・荷主等が講ずべき措置のうち、荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策の**ロールボックスパレット等による労働災害防止対策の項目**に、以下の事項を追加したもの。

- ①荷主等がロールボックスパレット等に荷を積載する場合は、最大積載重量を遵守するとともに、偏荷重が生じないようにすること
- ②自身が所有するロールボックスパレットについて、最大積載荷重を表示するとともに、定期的に不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間、使用してはならないこと
- ③陸運事業者夜不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。

## 4 荷役作業の安全対策ガイドライン

【出典】「荷役作業での労働災害を防止しましょう！」（厚生労働省）

### 安全管理体制の確立等

#### ○荷役作業の担当者の指名

安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名して、荷役作業の安全対策や荷主等との連絡調整等を行ってください。

#### ○安全衛生方針の表明等

荷役作業の労働災害防止に組織的かつ継続的に取り組むため、「荷役作業における労働災害防止を盛り込んだ安全衛生方針の表明」「安全衛生目標の設定」「荷役作業のリスクアセスメントの実施」「安全衛生計画の作成」に取り組んでください。

#### ○荷主等との安全衛生協議組織の設置

安全委員会、安全衛生委員会等で荷役作業における労働災害防止について調査審議してください。反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置して、荷主先での荷役作業における労働災害の防止対策について協議してください。

### 荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

#### ○荷役作業の有無の事前確認

運送の都度、荷主等の事業場で荷役作業を行う必要があるか確認してください。

#### ○保護帽、安全靴の着用等

作業内容に配慮した服装、保護帽、安全靴を着用させてください。

#### ○自社内の荷役場所を安全に作業が行えるよう改善

自社内の荷役場所について、十分な作業スペースの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、風雨が当たらない荷役スペースの確保、安全な通路の確保等、安全に作業ができるように改善、保持してください。

#### ○その他

陸運事業者の労働者が荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合は、荷主等に改善を要請してください。

## 4 荷役作業の安全対策ガイドライン

【出典】「荷役作業での労働災害を防止しましょう！」（厚生労働省）

### 墜落・転落による労働災害の防止対策

#### ○荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸等の確認、整理・整頓を行う
- ・不安定な荷の上ではできる限り移動しない
- ・荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする
- ・安全帯を使用する（取付設備がある場合）
- ・墜落時保護用の保護帽を着用する
- ・荷や荷台の上での作業は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保する
- ・荷や荷台の上での作業は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしない
- ・滑りやすい状態では、耐滑性のある靴を使用する
- ・あおりを立てる場合には、必ず固定する
- ・荷台への昇降は、昇降設備を使用する
- ・荷や荷台への昇降は、三点確保※を実行する  
（※手足の4点のうち、どれか1点を動かすときは、必ず残り3点を確保しておくこと）

#### ○墜落防止施設・設備の使用

荷台の上で作業を行う場合は、できる限りあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用してください。

#### ○貨物自動車の荷台への昇降設備の使用

最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷の積卸し作業をする場合には、昇降設備の使用が義務付けられています。

#### ○自社内の施設・設備への安全帯取付設備の設置

タンクローリーへの給油作業のようなタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できる限り施設・設備側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

## 4 荷役作業の安全対策ガイドライン

### 墜落・転落による死亡災害事例

4トントラックに積んだ荷物の荷締め（締め）の緩みを取るためにトラックの荷台上に上がろうとして、あおり（幅4cm）に昇ったところ、足を滑らせ高さ1.5mから墜落した。

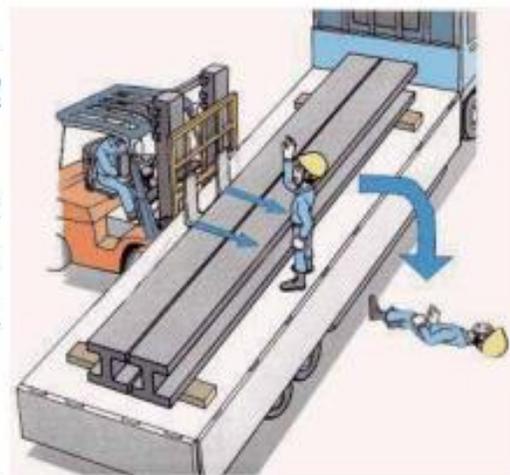
※危険なあおりの上での作業を避けるため、作業床を設けるか、地上からの作業とするなど、設備面・作業面からの改善が必要です。



作業員A（フォークリフト運転者）とトラック運転者Bの2名はフォークリフト（最大荷重2トン）でH型鋼2本（長さ8m、重量1トン）のトラック積み込み作業を行っていた。トラック運転者Bは荷台上で位置決め（位置決め）の合図（サイン）をしていた。

フォークリフト運転者AはH型鋼の重心位置にフォークを差しH型鋼を荷台奥まで押した。その時、合図（サイン）をしていたトラック運転者Bに気が付かなかったため、トラック運転者BはH型鋼に押され荷台上から後ろ向きにコンクリート床に墜落した。

※狭い荷台上での作業を避けるため、作業床を設けるなど、合図者の立ち位置の安全を確保することが必要です。



## 4 荷役作業の安全対策ガイドライン

### フォークリフトによる労働災害の防止対策

#### ○フォークリフトの運転資格の確認

最大荷重に合った資格を有している労働者が行っているか確認してください。

#### ○定期自主検査の実施

#### ○作業計画の作成

#### ○作業指揮者の配置

労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置してください。

#### ○フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしない
- ・荷崩れ防止措置を行う
- ・運転時にはシートベルトを着用する（シートベルトがある場合）
- ・フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実に実行
- ・マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない
- ・運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じる
- ・急停止、急旋回を行わない
- ・荷役作業場の制限速度を遵守する
- ・バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底する
- ・フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底する
- ・構内を通行する時は、安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さない

#### ○自社内でのフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示

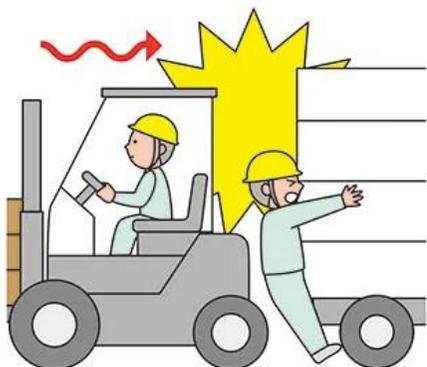
#### ○通路の死角部分へミラー等を設置（自社内）

通路の死角部分へのミラーの設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者に周知してください

#### ○フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分（自社内）

## 4 荷役作業の安全対策ガイドライン

### フォークリフトによる死亡災害事例



トラックの荷台の扉を開けていたとき、  
後退してきたフォークリフトとトラックの間にはさまれた。

#### 対策

- ・ 立入禁止範囲の設定、歩行者と車両の経路を区分し、フォークリフトの危険箇所へ労働者を立ち入らせないこと。やむを得ず、立ち入るときは、誘導者を配置すること。
- ・ フォークリフト及びトラックについて、運行経路を含む作業計画を定めること。
- ・ 荷積作業について、作業者間の連絡及び調整を行うこと。



フォークリフトの爪を足場にしてトラックの荷台から降りるとき、荷台のかご車が倒れ、フォークリフトの間にはさまれた。

#### 対策

- ・ かご車の動線上に立ち入らず、運搬はかご車の横に立つて行うこと。
- ・ かご車のストッパーを使用すること。
- ・ フォークを昇降ステップとして使用しないこと。
- ・ フォークリフトから離席するときは、フォークを最低位置まで下げること。

## 4 荷役作業の安全対策ガイドライン

### ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

#### ○ロールボックスパレット、台車等を使用して人力で荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着する
- ・ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かす（引かない）
- ・トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業する
- ・ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認する
- ・見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかける
- ・停止するときやカーブを曲がる場合は、2 m程前から減速する
- ・重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押す
- ・荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定する

#### ○ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保する

#### ○ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓

#### ○床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくす（ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため）

## 4 荷役作業の安全対策ガイドライン

### 特に事業者に取り組んでもらいたいこと（荷役5大災害）

#### ①トラック・荷台等からの墜落・転落による災害

- ・作業場所の高さにかかわらず、**必ず保護帽を着用すること**

#### ②トラック・荷台等での荷崩れによる災害

- ・荷を積み込むとき、**必ず積み荷の状態を確認すること**

#### ③フォークリフト使用時における災害

- ・フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められた**ルール（作業計画等）に基づき適切に行動**すること

#### ④トラックの無人暴走による災害

- ・トラックを降車するとき、**必ず逸走防止措置を行うこと**
- ・※逸走防止措置：パーキングブレーキ、エンジン停止、ギアロック、輪止め

#### ⑤トラック後退時における災害

- ・後退誘導に係る**ルール（作業計画等）を定め、後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退**させること

## 4 荷役作業の安全対策ガイドライン

### 荷役 5 大災害に関する災害事例

足を滑らせてリアバンパーから  
転落



テールゲートリフターから  
転落



固定ベルトを外した途端に多くの  
角材が落下



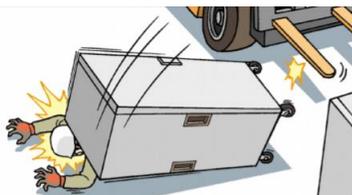
ドラム缶とともに転落。  
ドラム缶が被災者に直撃



歩行者立入禁止エリアにいた被災者が  
フォークリフトと接触



フォークリフトアップ（上昇）時の  
安全不確認により被災者がコールド  
ロールボックスパレットの下敷きに



坂道で動き出した無人トラックを  
止めようとして轢かれる



積雪路面で無人トラックが動き出し  
住宅ガレージの支柱に挟まれる



トラックの後退誘導時にトラックと電柱に  
挟まれる



トラックの荷役作業指示中に後退して  
きた別のトラックに接触



# 4 荷役作業の安全対策ガイドライン

荷役5大災害チェックリスト、職場のあんぜんサイト（リスクアセスメント）を利用しましょう！

別紙2 荷役5大災害防止対策チェックリスト（記入例）  
(輸送事業者用)

災害の種類	チェック項目	チェック記入方法	○:実施している	△:一部実施している	×:実施していない	一:該当なし
共通事項	保護機能の活用	最大積載量が2トン以上のトラックの荷役作業においては必ず保護機能を活用していますか。	○	△	×	一
	取滑り性のある靴の使用	上記以外の場合の荷役作業においても保護機能の活用をしていますか。	○	△	×	一
運搬・転落災害	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。	○	△	×	一
	昇降設備の使用	荷台への昇降設備を使用し、最大積載量が2トン以上のトラックの荷台への昇降は、昇降設備を使用していますか。	○	△	×	一
荷傷れ	荷物の積みおろし	荷物の積みおろしを行う労働者が安全に積みおろしができるよう配慮した積付けを行い、適切な固定・固縛を行っていませんか。	○	△	×	一
	荷物の配り	ロープ解きの作業、シート解きの作業、荷台のあたりやウィングを動かす場合は、荷台の荷の落下の危険がないことを確認した後に作業を行っていませんか。	○	△	×	一
フォークリフト使用時	適切な積重ね	フォークリフトの運転は、最大積重ねに合った資格を有している労働者に行っていませんか。	○	△	×	一
	安全な運行	停止、急発進を行わないこと。バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底させていませんか。	○	△	×	一
無人運転	遠征禁止措置の実施	遠征時には必ず遠征禁止措置（①パーキングブレーキ②エンジン停止③エアロック④制動の4点セット）を実施させていませんか。	○	△	×	一
	後進時の注意	後進時は必ず後進禁止措置（①パーキングブレーキ②エンジン停止③エアロック④制動の4点セット）を実施させていませんか。	○	△	×	一
トラック後進時	後進時の注意	後進時は必ず後進禁止措置（①パーキングブレーキ②エンジン停止③エアロック④制動の4点セット）を実施させていませんか。	○	△	×	一
	後進時の注意	後進時は必ず後進禁止措置（①パーキングブレーキ②エンジン停止③エアロック④制動の4点セット）を実施させていませんか。	○	△	×	一

リスクアセスメント実施支援システムを活用するとリスク評価の様式が簡単に作成できます。

各種教材・ツール  
をクリックして開いてください。

リスクアセスメント実施支援システム  
をクリックして開いてください。

リスク評価対象作業を選ぶと様式のページに移行します。該当作業がない場合は、汎用版を選んでください。

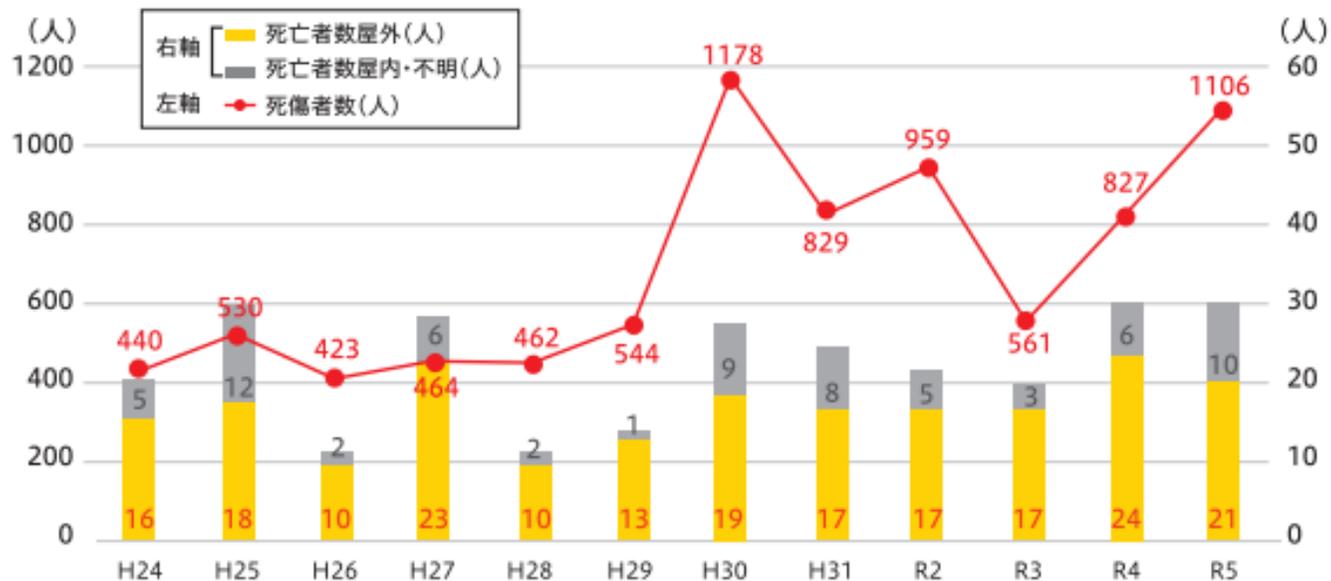
※ 上記の事項のほか、荷役作業時に遠征事業者が実施すべき総合的な実施事項が、「輸送貨物運送事業者に対する荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに該当する一層の取組をお願いします。詳しくは、以下URLを参照してください。最寄りの労働局、労働基準監督署にお尋ねください。  
http://www.mhlw.go.jp/information/industry/0000160001/0000160001\_0112017.pdf (R1.10)

- 1 労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 労働安全衛生規則（荷役作業）改正
- 4 荷役作業の安全対策ガイドライン
- 5 労働安全衛生規則（熱中症）改正
- 6 働き方改革

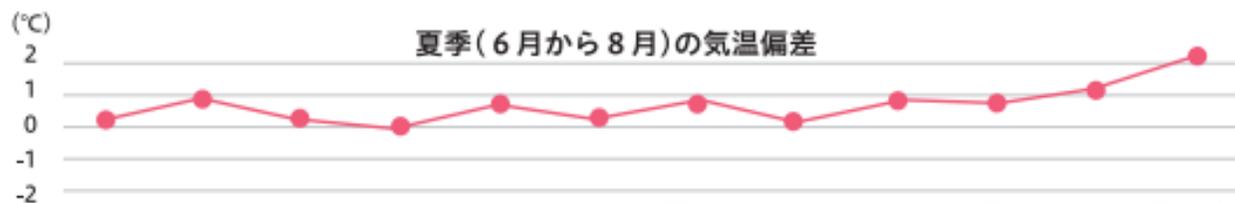
## 5 労働安全衛生規則（熱中症）改正

【出典】「職場における熱中症対策の強化について」（厚生労働省）

### 夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況(H24～)



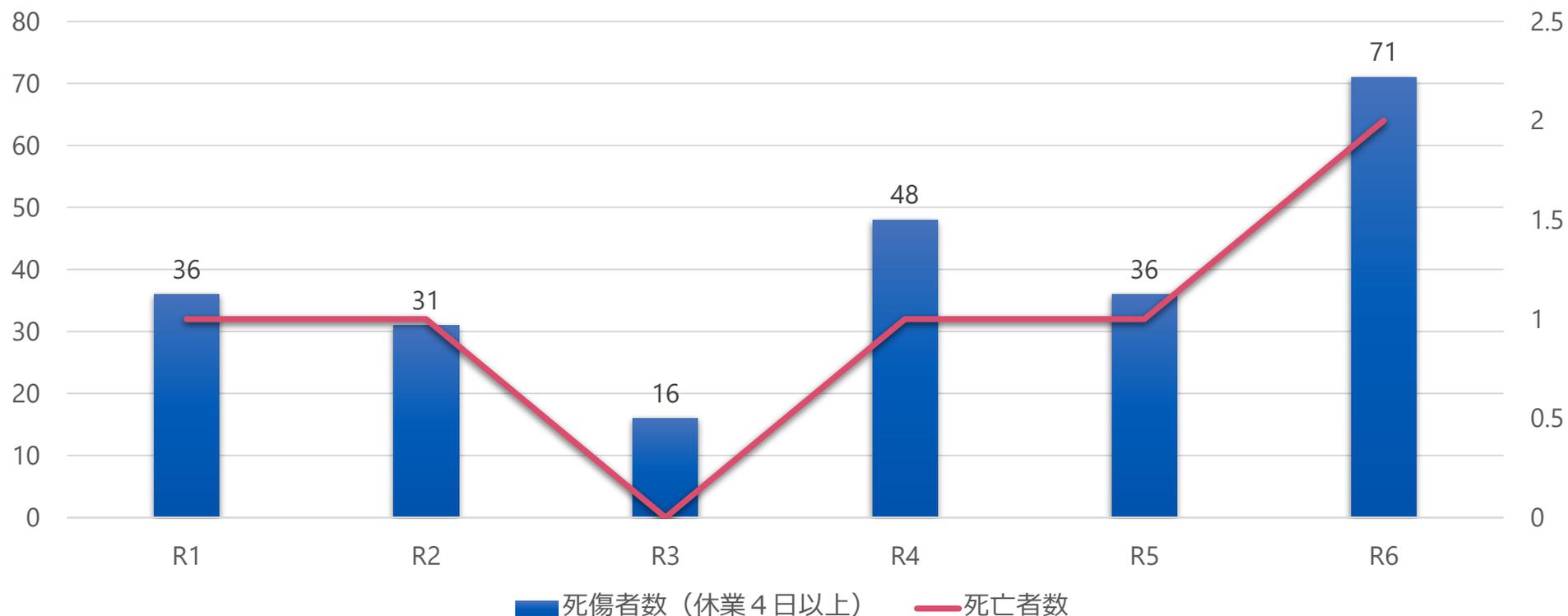
業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）



平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

## 5 労働安全衛生規則（熱中症）改正

### 年別労働災害発生状況（熱中症：福岡県）



## 5 労働安全衛生規則（熱中症）改正

### 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

#### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

#### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において  
死亡に至らせない(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。

#### 熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



## 5 労働安全衛生規則（熱中症）改正

改正条文（熱中症を生ずるおそれのある作業） **施行日：令和7年6月1日**

### 安衛則第612条の2第1項

- 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずる恐れのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事するほかの者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

### 安衛則第612条の2第2項

- 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずる恐れのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

**暑熱な場所において連続して行われる作業等：「WBGT 28度以上または気温 31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

## 5 労働安全衛生規則（熱中症）改正

### 基本的な考え方

**見つける**

(例) 作業員の様子がおかしい…



**判断する**

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



**対処する**

(例) 救急車が到着するまで  
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



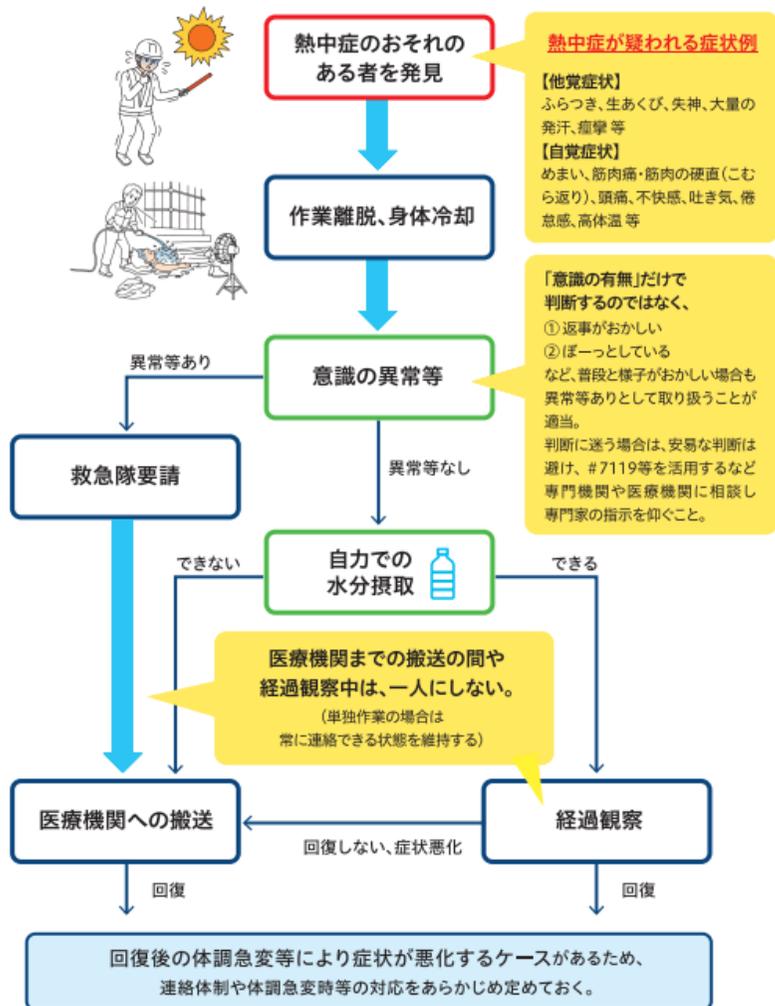
現場の実態に  
即した  
具体的な対応

# 5 労働安全衛生規則（熱中症）改正

## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

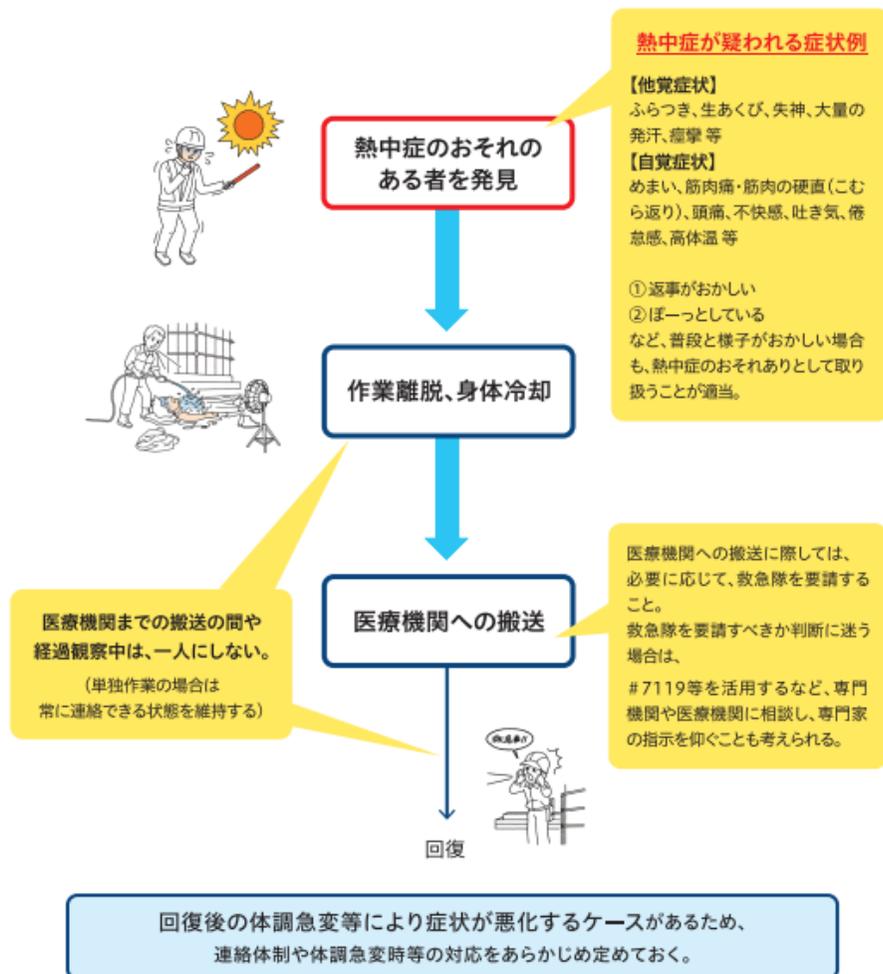
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

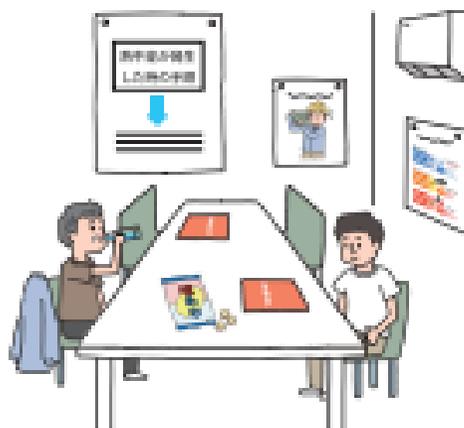


## 5 労働安全衛生規則（熱中症）改正

### 手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名:本日はWBGT値が26℃を  
超える見込みです

皆様お疲れ様です。  
本日のWBGT基準値は0℃です。  
作業時には充分に気をつけて、  
水分補給及び休憩をしっかりと  
お願いします。  
体調不良者が発生した場合は、  
フロー圖に基づき対応いただき、  
〇〇さん(000-0000-0000)へ  
連絡するようお願いいたします。  
それでは本日もよろしくお願いい  
たします。



【メールやイントラネットでの通知】

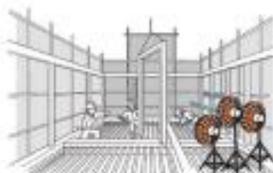
# 5 労働安全衛生規則（熱中症）改正

## 熱中症予防対策

### 1 作業環境管理

#### (1) WBGT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを避けることができる簡易な屋根等を設けること。



#### (2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



### 3 健康管理

#### (1) 健康診断結果に基づく対応等

#### (2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



#### (3) 労働者の健康状態の確認

#### (4) 身体の状態の確認

### 2 作業管理

#### (1) 作業時間の短縮等

#### (2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

#### (3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

#### (4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



#### (5) 作業中の巡視

### 4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

#### (1) 熱中症の症状

#### (2) 熱中症の予防方法

#### (3) 緊急時の救急処置

#### (4) 熱中症の事例



- 1 労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 労働安全衛生規則（荷役作業）改正
- 4 荷役作業の安全対策ガイドライン
- 5 労働安全衛生規則（熱中症）改正
- 6 働き方改革

# 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示)の改正内容(トラック)について

令和7年5月26日

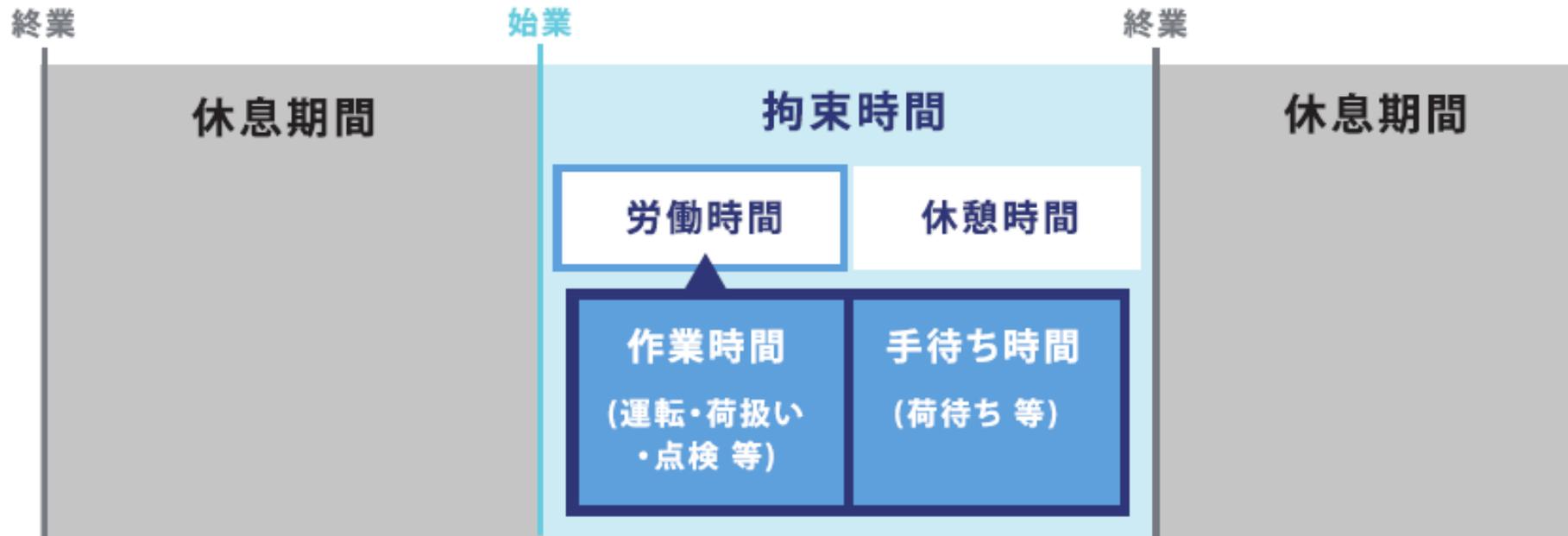
福岡労働局 福岡中央労働基準監督署  
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 時間外労働の上限規制について
2. 改正改善基準告示について
3. 36協定の記載・届出について

- 1. 時間外労働の上限規制について**
2. 改正改善基準告示について
3. 36協定の記載・届出について

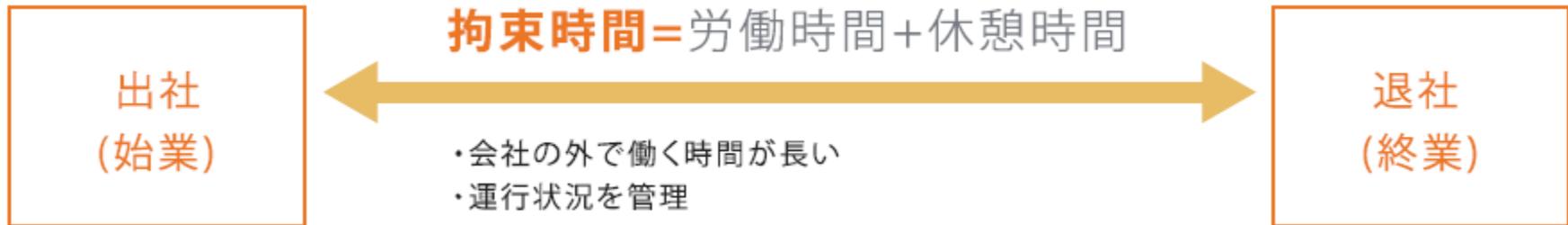
# 自動車運転者の時間の定義について

拘束時間、休息期間、労働時間、休憩時間

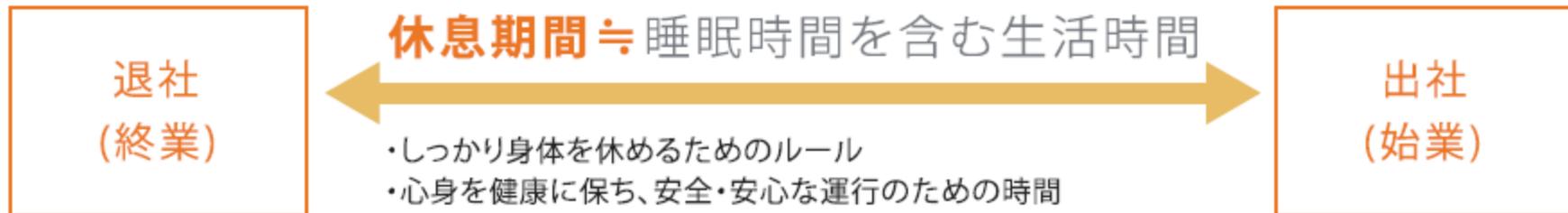


# 拘束時間、休息期間とは

## 拘束時間

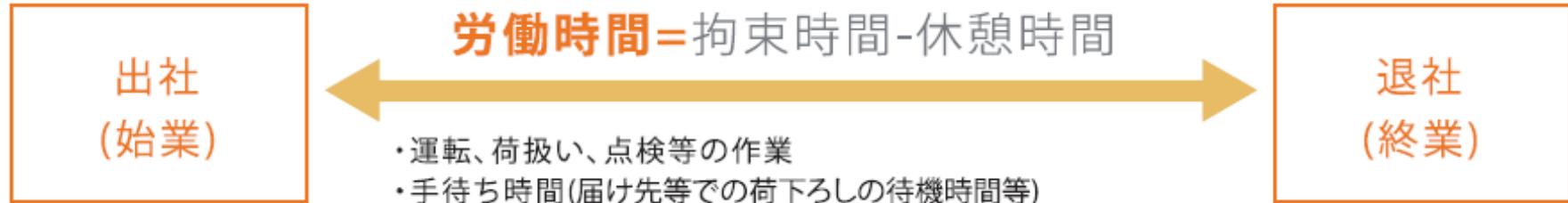


## 休息期間

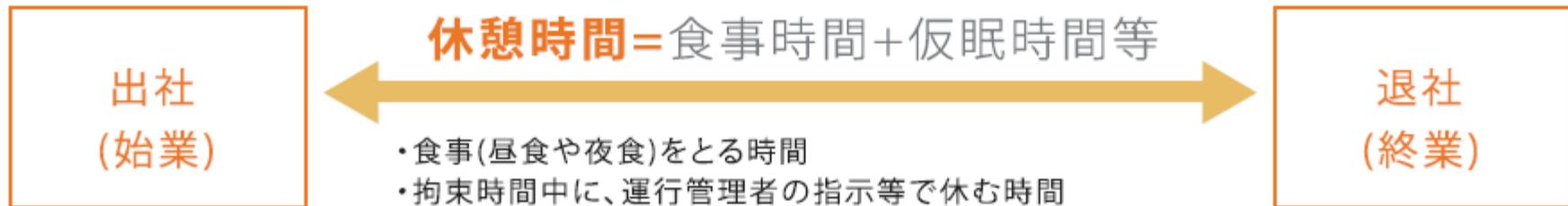


# 労働時間、休憩時間とは

## 労働時間



## 休憩時間



# 時間外労働の上限規制について

## 労働時間・休日に関する原則

### 労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度  
**1日8時間** 及び **1週40時間**

法律で定められた休日  
**毎週少なくとも1回**

これを超えるには  
**36協定の締結・届出**が必要です

# 時間外労働の上限規制について

## 自動車運転手の時間外労働の上限

～2024（令和6年3月31日）

36協定の時間外労働時間数 上限なし（様式第9号の4）



2024（令和6年4月1日）～

原則

1か月 **45**時間以内  
1年 **360**時間以内  
**（様式第9号の3の4）**

例外

1か月 —  
1年 **960時間以内**※1  
**（様式第9号の3の5）**

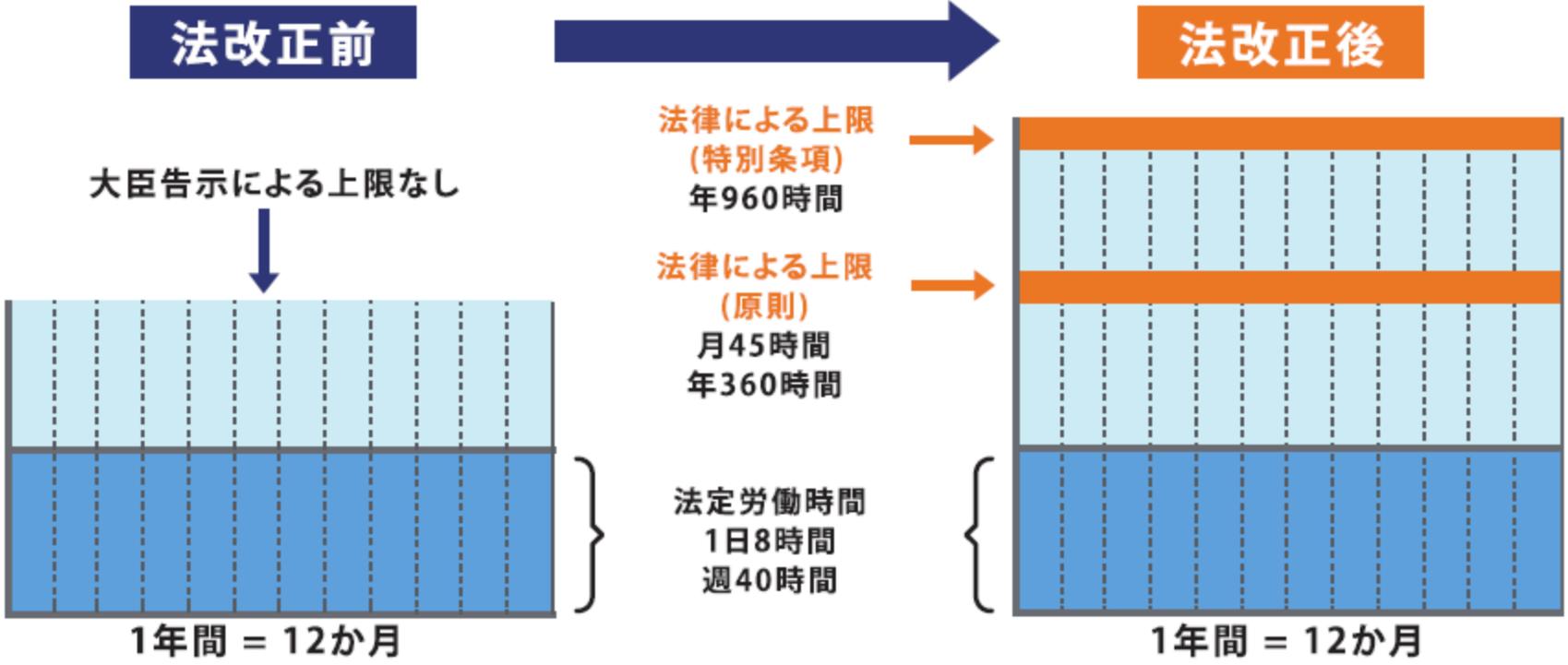
※1・時間外労働のみの時間数  
（休日労働の時間数は含まない）

- ・ 時間外休日労働について「月100時間未満、2～6か月平均80時間」の規制は適用されない
- ・ 「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制が適用されない

# 時間外労働の上限規制について（自動車運転の業務）

時間外労働の上限規制は、**月45時間、年360時間**を原則とし、

臨時的な特別な事情がある場合でも**年960時間（令和6年4月1日から適用）**

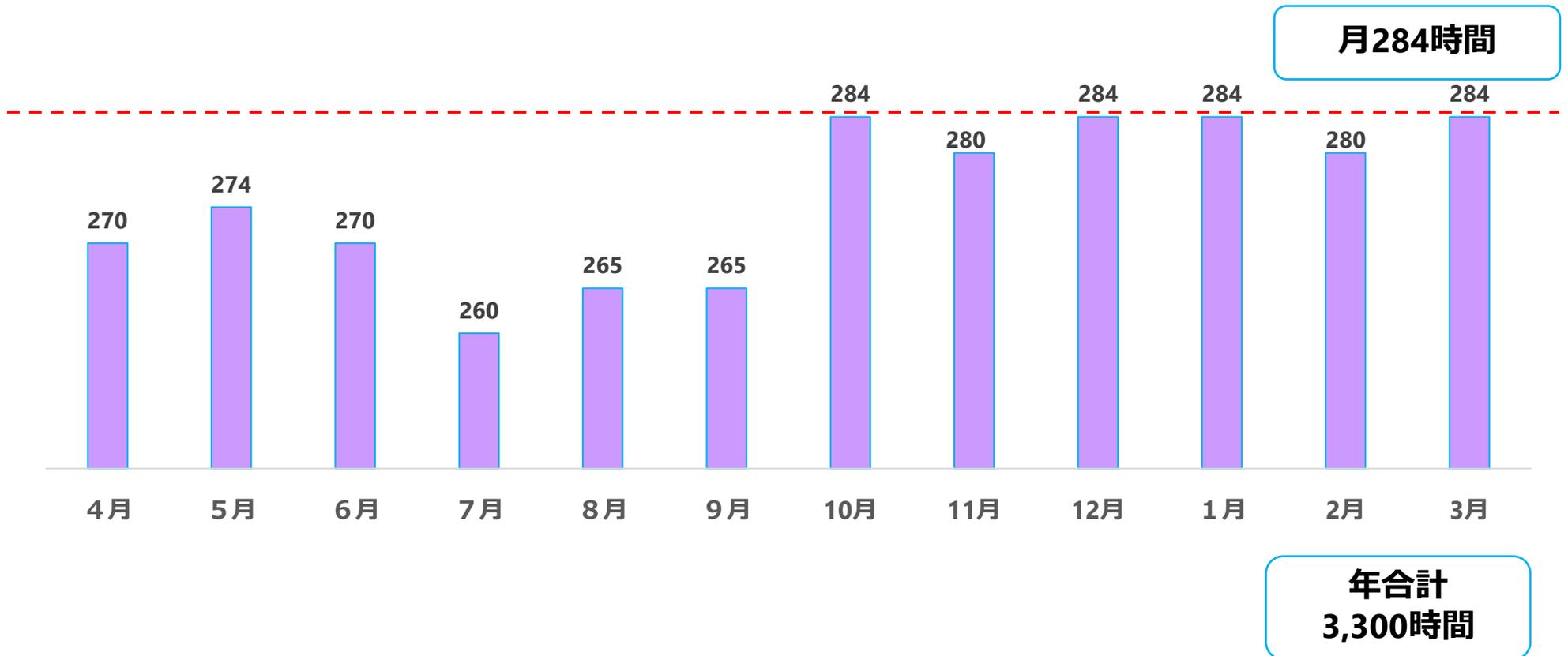


1. 時間外労働の上限規制について
- 2. 改正改善基準告示について**
3. 36協定の記載・届出について

# 1年、1か月拘束時間（原則）

- 1年の拘束時間**3,300時間以内**
- 1か月の拘束時間は**284時間以内**

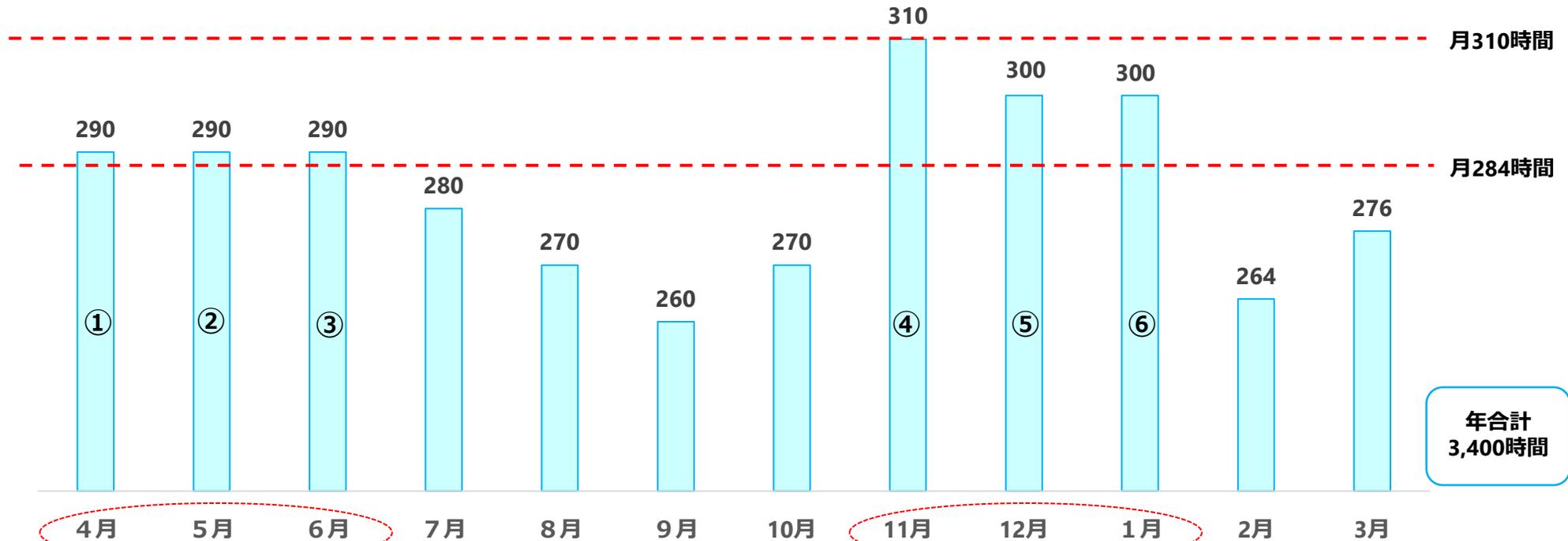
かつ



# 1年、1か月拘束時間（例外：労使協定の締結による）

## 労使協定を締結し

- ・ 1年について**6か月（回）**まで
- ・ 1年の総拘束時間が**3,400時間**を超えない範囲内において
- ・ 1か月の拘束時間を**310時間**まで延長することができる



月284時間超えの月（①～⑥）は、時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める

月284時間超えは連続3か月まで

# 1年、1か月拘束時間（例外：延長に関する協定書例）

## （参考）1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書（例） （トラック運転者）

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇（〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第4条第1項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

### 記

- 1 本協定の適用対象者は、トラックの運転の業務に従事する者とする。
- 2 1箇月及び1年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
295時間	284時間	245時間	267時間	300時間	260時間	250時間	295時間	310時間	300時間	284時間	310時間	3,400時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に基づき1箇月及び1年の拘束時間を延長する場合においても、1箇月の時間外休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。
- 5 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

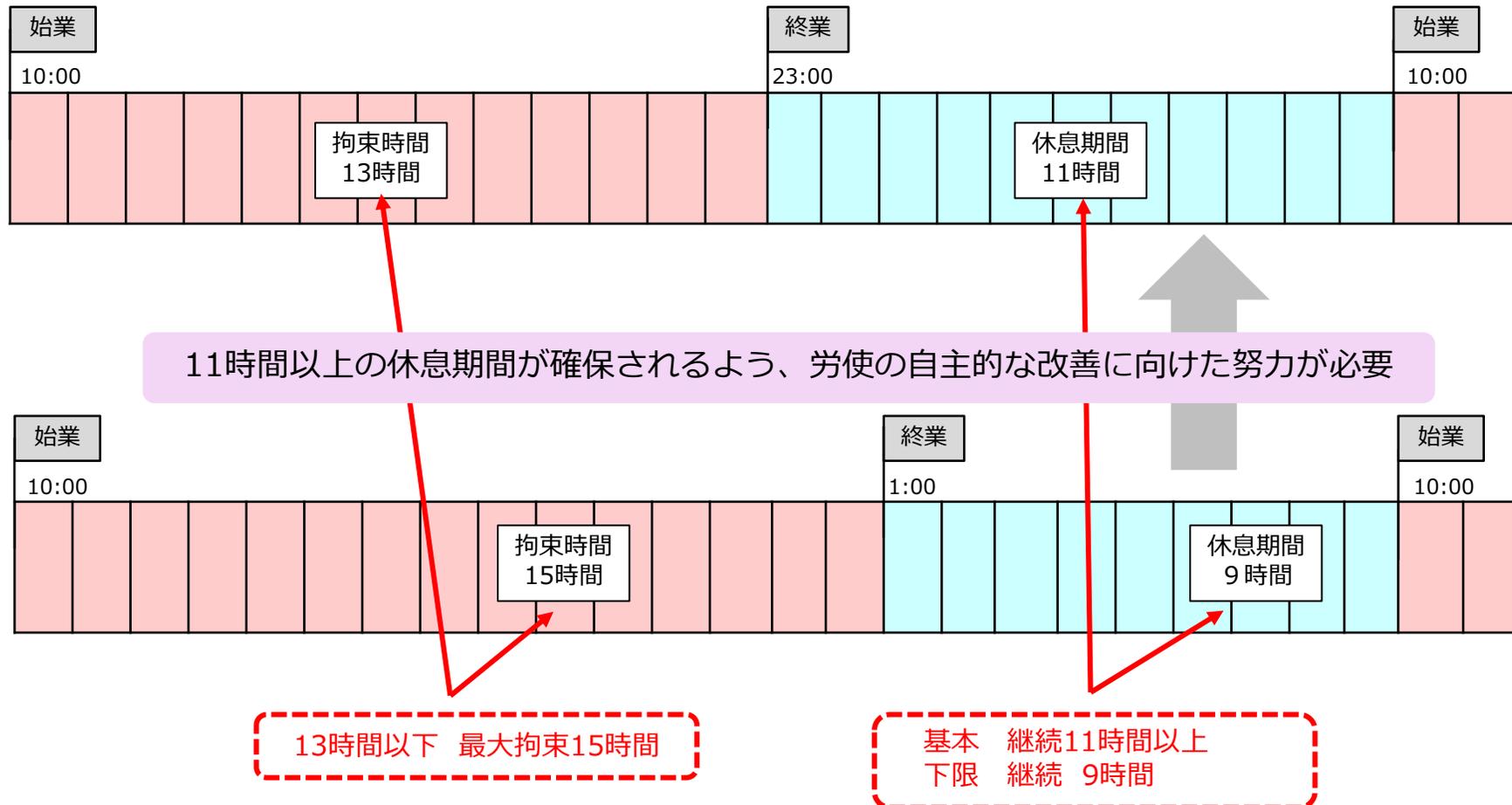
〇〇運輸労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印  
（〇〇運輸株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印）

〇〇運輸株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印



# 休息期間（原則：1日の拘束時間）

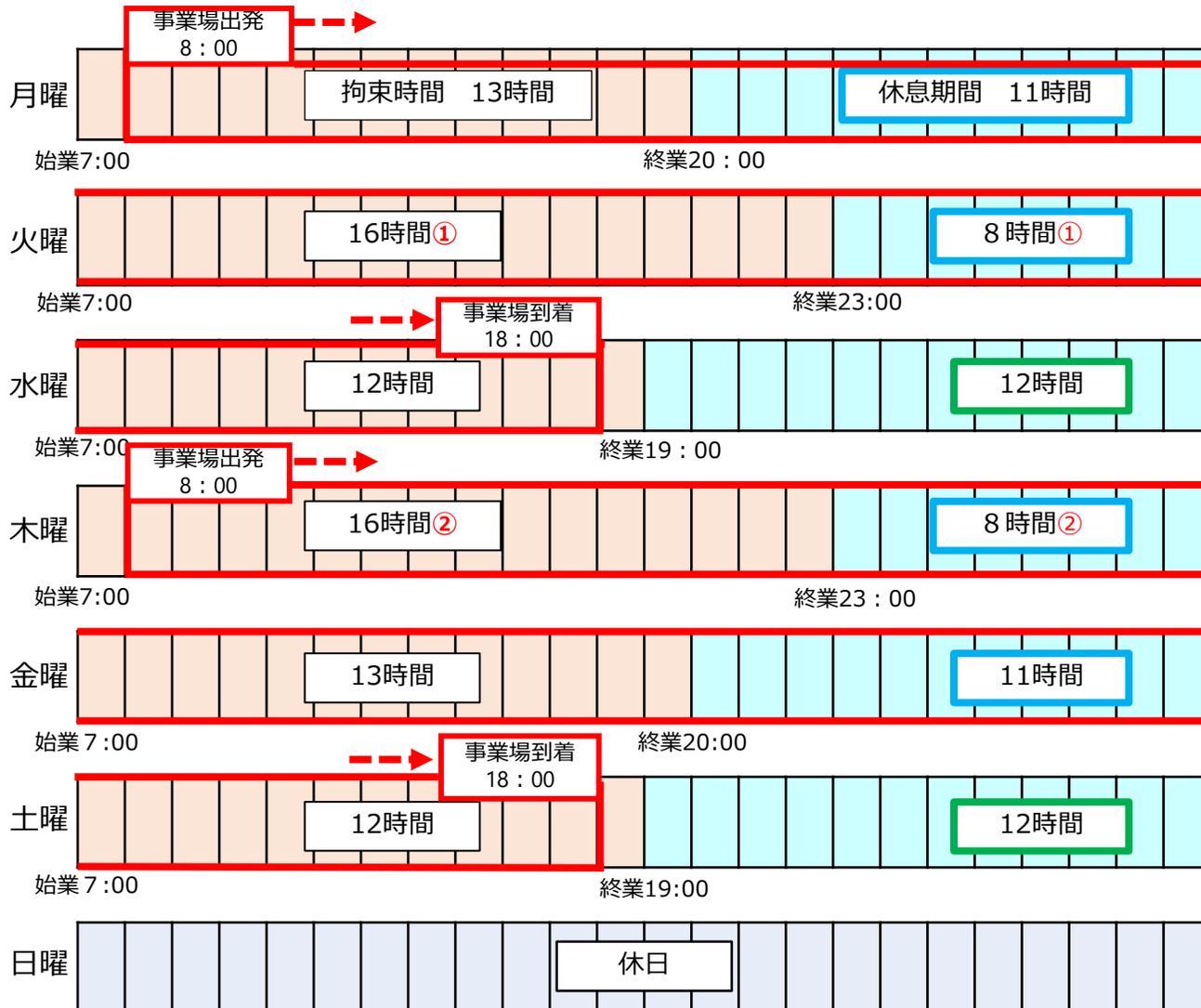
- ・ 1日（※1）の拘束時間は**13時間以内**、延長する場合の上限は**15時間**
- ・ 1日の休息期間は、勤務終了後**継続11時間以上**与えることを基本とし、**継続9時間**を下回ってはならない。



※1 1日とは始業時刻から起算して24時間

# 休息期間（例外：1日の拘束時間）

1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合は、**当該1週間について2回に限り、最大拘束時間は16時間とし、休息期間は継続8時間以上。**



- 1週間における運行 □ がすべて長距離貨物運送（走行距離450km以上）
- 一の運行中における休息期間 □ が、住所地以外の場所
- 一の運行終了後の休息期間 □ は継続12時間以上

# 運転時間（2日平均1日の運転時間）

2日を平均した1日あたりの運転時間は**9時間以内**（いずれも9時間を超えると違反）

- ① 特定日の運転時間(A時間)と特定日の前日の運転時間(B時間)との平均
- ② 特定日の運転時間(A時間)と特定日の翌日の運転時間(C時間)との平均

特定日の前日(N-1日)	特定日(N日)	特定日の翌日(N+1日)
B時間	A時間	C時間

$$\frac{B時間 + A時間}{2} \quad \text{と} \quad \frac{A時間 + C時間}{2}$$

が、いずれも9時間を超えた場合に初めて改善基準告示違反  
(図) 2日平均1日の運転時間の考え方(4月1日、4月2日、4月3日に運転した場合)



$$\frac{10時間(4月1日) + 9時間(4月2日)}{2} = 9.5時間 \quad \text{と} \quad \frac{9時間(4月2日) + 9時間(4月3日)}{2} = 9時間$$

前半は9時間を超えていますが、

後半は9時間を超えていないので、

改善基準告示違反にはなりません。

# 運転時間（2日平均1日の運転時間）

2日を平均した1日あたりの運転時間は**9時間以内**（**いずれも9時間を超えると違反**）

特定日		1日の 運転時間	2日平均 運転時間		
8/4	(日)	休み	-	-	○
			$(8/4+8/5) / 2$	5	
8/5	(月)	10	$(8/4+8/5) / 2$	5	○
			$(8/5+8/6) / 2$	9.5	
① 8/6	(火)	9	$(8/5+8/6) / 2$	9.5	○
			$(8/6+8/7) / 2$	9	
8/7	(水)	9	$(8/6+8/7) / 2$	9	○
			$(8/7+8/8) / 2$	10.5	
② 8/8	(木)	12	$(8/7+8/8) / 2$	10.5	×
			$(8/8+8/9) / 2$	9.5	
8/9	(金)	7	$(8/8+8/9) / 2$	9.5	○
			$(8/9+8/10) / 2$	7.5	
8/10	(土)	8	$(8/9+8/10) / 2$	7.5	○
			-	-	

※1 前日との平均は9時間を超えているが、翌日との平均が9時間以内なので違反ではない

※2 翌日との平均は9時間を超えているが、前日との平均が9時間以内なので違反ではない

※3 前日翌日との平均も9時間を超えているので違反

# 運転時間（2週平均1週の運転時間）

2週間を平均した1週間あたりの運転時間は**44時間以内**

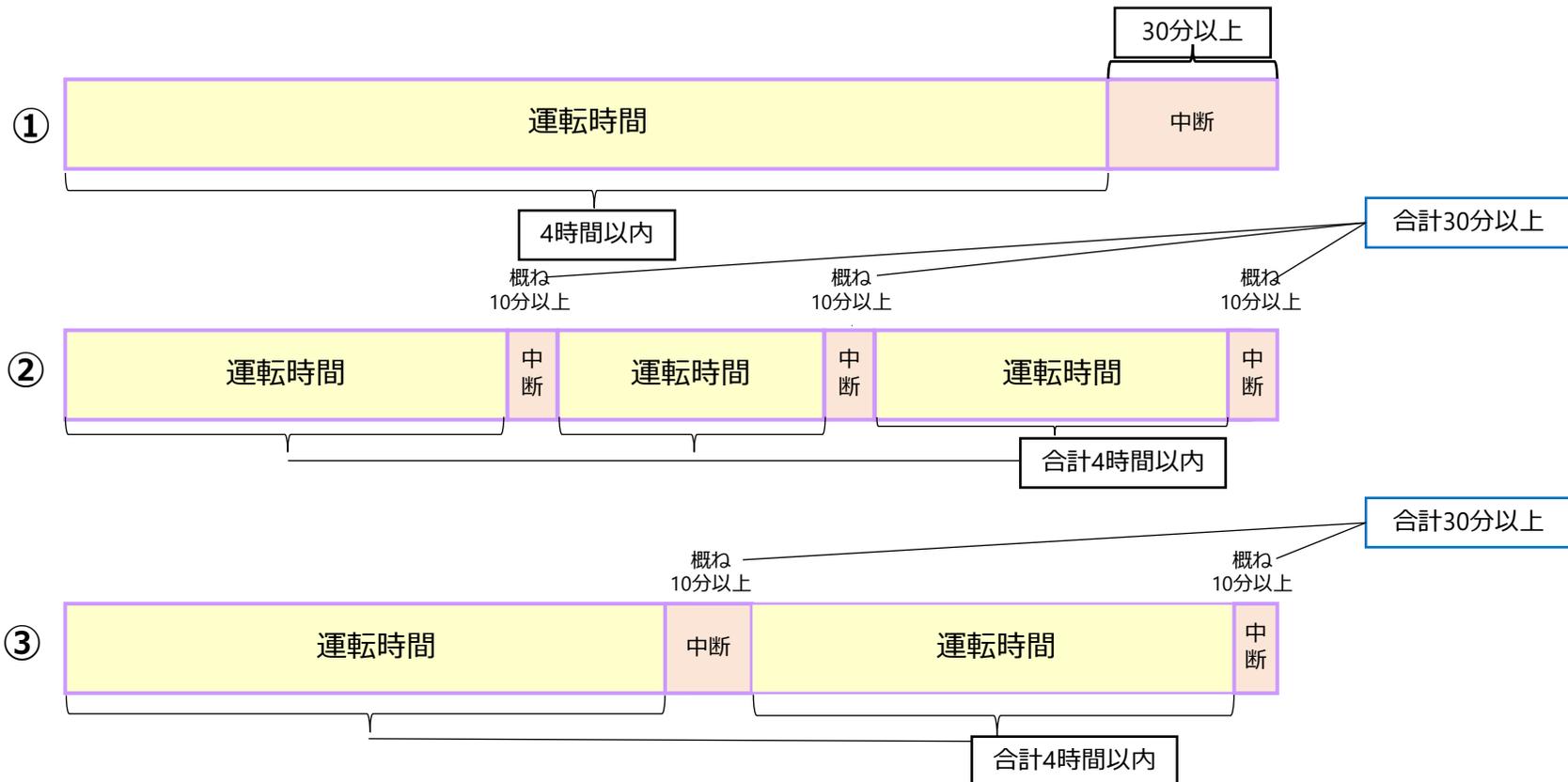
例) 起算日：2024年7月1日

	期間	1週の 運転時間	2週平均の 運転時間	
1週目	7/1（月）～7/7（日）	44	44	○
2週目	7/8（月）～7/14（日）	44		
3週目	7/15（月）～7/21（日）	42	44	○
4週目	7/22（月）～7/28（日）	46		
5週目	7/29（月）～8/4（日）	48	46	× ※1
6週目	8/5（月）～8/11（日）	44		

※1 2週平均が44時間を超えているため違反

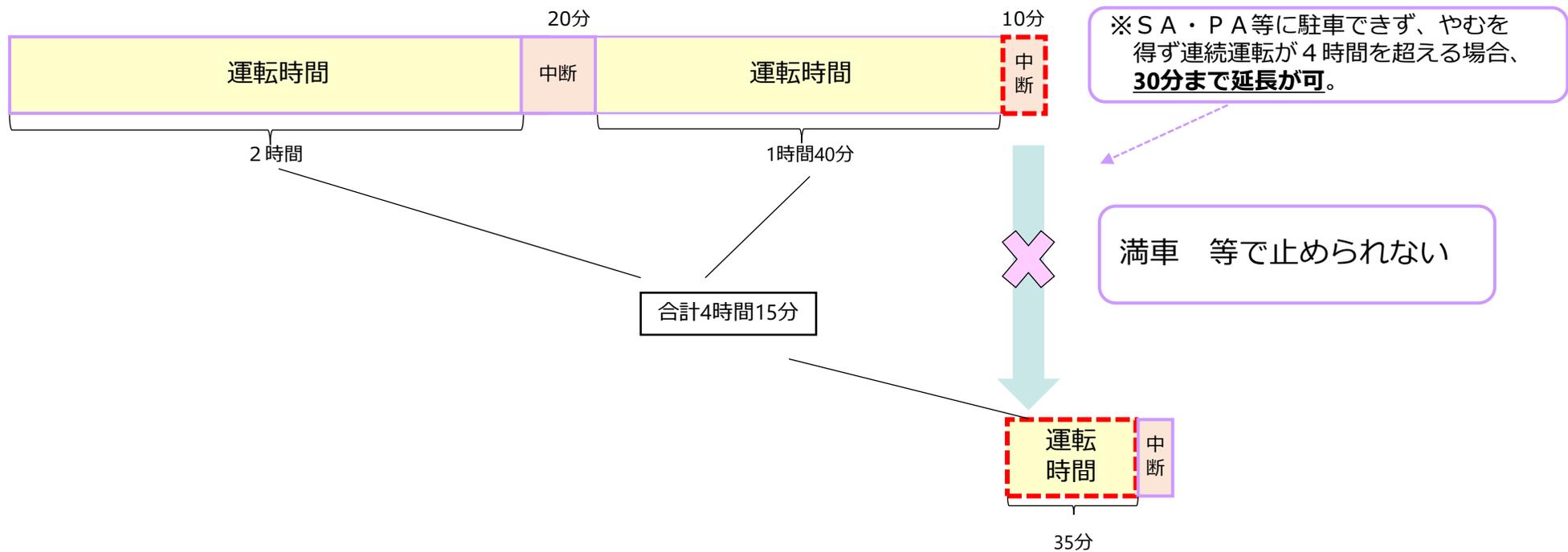
# 連続運転時間（原則）

- ・ 連続運転時間は **4 時間以内** ・ **運転の中断は原則休憩**
- ・ 運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に **30分以上の運転の中断が必要**
- ・ **運転の中断は 1 回が概ね連続 10 分以上として分割も可能**
- ・ **ただし、1 回が 10 分未満の運転の中断は、3 回以上連続してはいけない**



# 連続運転時間（例外）

- ・ サービスエリア、パーキングエリア等に駐車できず、  
**やむを得ず**連続運転が4時間を超える場合、**30分まで延長が可能**



# 予期し得ない事象

## 見直し後

事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に対応した時間



1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除いてよい

勤務終了後は、通常通り休息期間(※)を与えるものとする。

※休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

### (具体的な事由)

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

※運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要

# 予期し得ない事象

(例) 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合 (ウ) 道路封鎖、渋滞への対応に要した時間



- ・ 拘束時間 **18時間** ⇒ **18時間** - **3時間** = 15時間 (1日の拘束時間の基準を満たす)  
(ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、18時間 - 休憩時間)
- ・ 運転時間 **12時間** ⇒ **12時間** - **3時間** = 9時間 (前後の日のいずれかが9時間以下なら基準を満たす)
- ・ 連続運転時間 **7時間** ⇒ **7時間** - **3時間** = 4時間 (連続運転時間 (4時間以下) の基準を満たす)

## 考え方

- ▶ 予期し得ない事象に対応した時間について、1日の拘束時間、運転時間、連続運転時間から除くことができるが、1年・1か月の拘束時間から除くことはできない。
- ▶ 予期し得ない事象に対応した場合、勤務終了後は、通常どおりの休息期間を与える必要がある。

# 特例①（分割休息）

分割して休息時間を与える場合は、**一定期間（1か月程度）の全勤務回数**の半分まで



1回あたり  
3時間以上

3分割まで

2分割  
10時間以上

3分割  
12時間以上

# 休日の取り扱い

原則：継続33時間（9時間+24時間） 隔日勤務 継続44時間（20時間+24時間）

(○) 休日の与え方(通常勤務の場合)



休日 = 休息期間 + 24時間

いかなる場合※であっても  
 $\geq 30$ 時間

※分割休憩、2人乗務、フェリー

## 特例②（2人乗務）

2人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）は、最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間は4時間まで短縮可。



### 見直し後

現行の規定に加え、以下の例外を新設

### 【例外】見直し後

当該設備が次のいずれにも該当する車両内ベッド等であるときは、拘束時間を24時間まで延長可。

また、当該車両内ベッド等において8時間以上の仮眠時間を与える場合には、当該拘束時間を28時間まで延長可。この場合において、一の運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるものとする。

ア 車両内ベッドは、長さ198cm以上、かつ幅80cm以上の連続した平面であること

イ 車両内ベッドは、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること

## 特例③（隔日勤務、フェリー）

### 《隔日勤務の特例》

- ▶ 2 暦日における拘束時間は、21時間を超えてはならない。
- ▶ ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合には、2週間について3回を限度に、この2暦日における拘束時間を24時間まで延長することができる。この場合においても、2週間における総拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができない。
- ▶ 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えなければならない。



### 見直し後

### 《隔日勤務の特例》

変更なし

### 《フェリー特例》

- ▶ フェリー乗船時間は、原則として、休息期間として取り扱う。
- ▶ 与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない<sup>(※1)</sup>。

(※1) 2人乗務の場合を除く

なお、フェリー乗船時間が8時間<sup>(※2)</sup>を超える場合には、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始されるものとする。

(※2) 2人乗務の場合には4時間、隔日勤務の場合には20時間



### 《フェリー特例》

変更なし

# トラック運転者の改善基準告示

令和6年4月～適用



1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ①284時間超は連続3か月まで ②1か月の時間外・休日労働時間が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(※1)</sup> 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(※1)</sup> 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる <sup>(※2)</sup> 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える	※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・分割休息は1回3時間以上 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・3分割が連続しないよう努める 一定期間(1か月程度)における全勤務回数の2分の1が限度	
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること	
休日労働	隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2日目の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2日目の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない	
	フェリー ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(計算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

## トラック運転者の 労働時間等の 改善基準の ポイント (裏面)

1. 時間外労働の上限規制について
2. 改正改善基準告示について
- 3. 36協定の記載・届出について**

The infographic features a blue sky background with white clouds. At the top right, a yellow circle contains the text '令和6年4月~適用'. Below this, a white box with a dashed border contains the text 'トラック運転者の'. The main title is '労働時間等の改善基準のポイント' in large, bold, teal and black characters. The background shows a cityscape with various buildings, a yellow taxi, a green bus, and a large blue truck with a driver visible in the cab. At the bottom, there is a block of Japanese text explaining the 'Improvement Standards for Working Hours of Truck Drivers' and the application of overtime limits from April 1, 2024.

令和6年4月~適用

トラック運転者の

## 労働時間等の改善基準のポイント

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を定めています。

令和6年4月1日から、自動車運転の業務に時間外労働の上限規制が適用されるとともに、改善基準告示に定める拘束時間等の基準も改められます。このパンフレットでは、トラック運転者に適用される基準のポイントを説明します。

## トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント

# 3 6 協定の新様式について

令和6年4月より1つの様式となりました。

事務職や運行管理者（様式第9号）  
（様式第9号の2）（特別条項）

時間外労働に関する協定届  
様式第9号の2（特別条項）

労働者代表者  
労働者代表者  
労働者代表者

特別条項  
特別条項  
特別条項

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名  
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表することであることを証明する書類を提出する者があるが、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する労働者を代表する者を選出することを明らかにして提出される結果、選挙の方法による手段により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  (チェックボックスに要チェック)

労働基準監督署長 職名  
氏名

協定届出年月日 年 月 日

運転手（様式第9号の4）

時間外労働に関する協定届  
様式第9号の4（特別条項）

労働者代表者  
労働者代表者  
労働者代表者

特別条項  
特別条項  
特別条項

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名  
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表することであることを証明する書類を提出する者があるが、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する労働者を代表する者を選出することを明らかにして提出される結果、選挙の方法による手段により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  (チェックボックスに要チェック)

労働基準監督署長 職名  
氏名

協定届出年月日 年 月 日

- 様式第9号の3の4
- 様式第9号の3の5（特別条項）

時間外労働に関する協定届  
休日労働  
様式第9号の3の4（特別条項）

労働者代表者  
労働者代表者  
労働者代表者

特別条項  
特別条項  
特別条項

協定の成立年月日 年 月 日

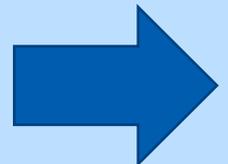
協定の当事者である労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名  
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表することであることを証明する書類を提出する者があるが、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する労働者を代表する者を選出することを明らかにして提出される結果、選挙の方法による手段により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  (チェックボックスに要チェック)

労働基準監督署長 職名  
氏名

協定届出年月日 年 月 日



# 3 6 協定の記載・届出について

## 時間外労働及び休日労働に関する協定届

### 〈届出までの流れ〉

① 時間外労働及び休日労働に関する協定  
を締結(P23~25参照)



1か月45時間・1年360時間以内の時間数<sup>(※1)</sup>とする場合

② 様式9号の3の4を作成  
(P21参照)

又は

1か月45時間・1年360時間を超える時間数<sup>(※1,2)</sup>とする場合

② 様式9号の3の5を作成  
(P21,22参照)

※1 対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。

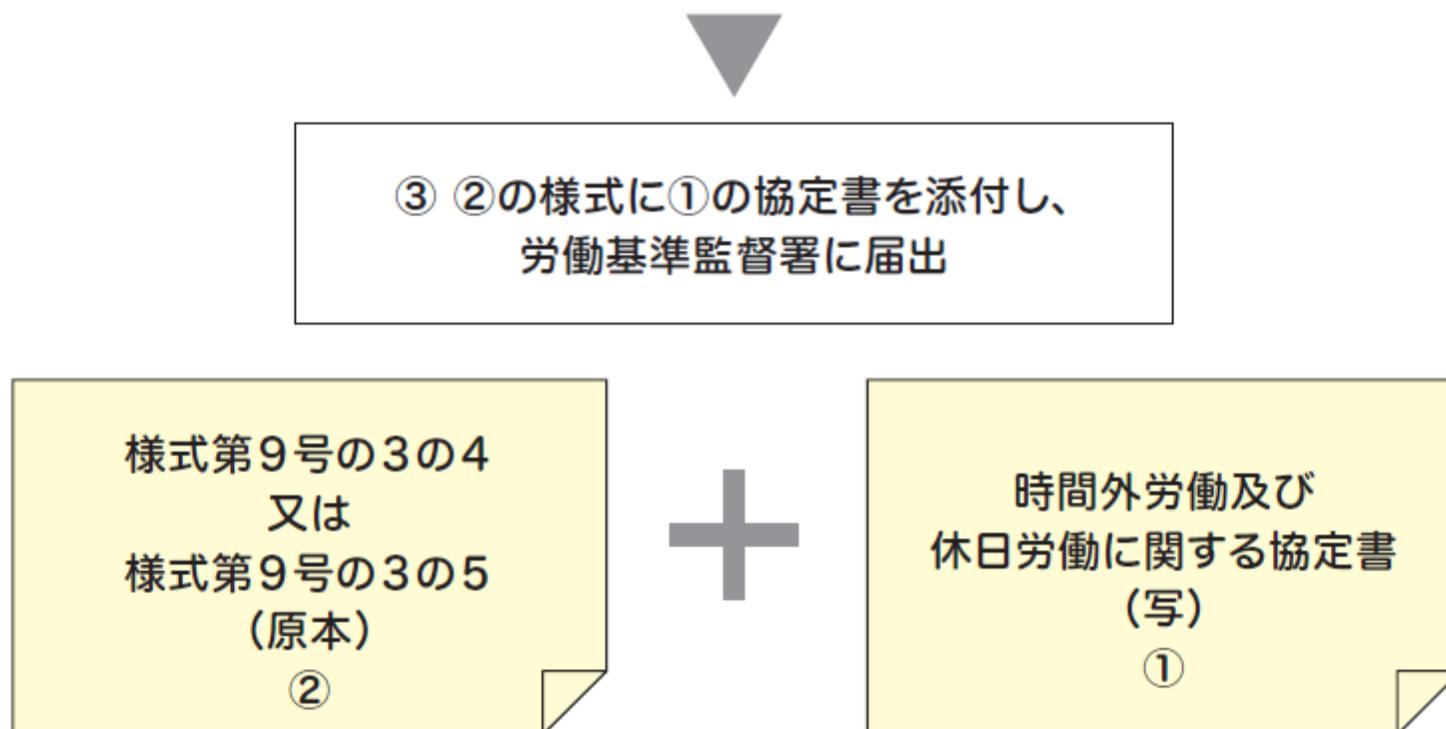
※2 延長時間数を1か月45時間・1年360時間超とする場合でも、

自動車運転の業務については、時間外労働は1年960時間以内、

自動車運転以外の業務については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2~6か月平均80時間以内、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年について6回までとしなければなりません。

## 36協定の記載・届出について

時間外労働及び休日労働に関する協定届



- ・控え(写)が必要な場合は、2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返戻します。
- ・36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。



# 3 6 協定の記載・届出について（自動車運転の業務）

## 時間外労働及び休日労働に関する協定届（例）

### ▶（様式9号の3の4） 限度時間を超えない場合

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)		協定の有効期間					
一般貨物自動車運送業(トラック)		〇〇運輸株式会社 〇〇支店		(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3		〇〇〇〇年4月1日 から1年間					
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため 一時的な道路事情の変化等に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
			運行管理者	3人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
		季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	300時間
			② 1年単位の定形労働時間制により労働する労働者	自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間
		週末の決算業務	経理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
		休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定休日(任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻			
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	毎週2回	法定休日のうち、2週を通じて1回	9:00~23:00					
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	毎週2回	法定休日のうち、4週を通じて2回	9:00~23:00					

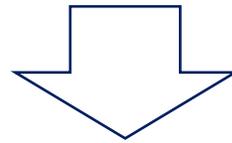
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)

(チェックボックスに要チェック)

# 3 6 協定の記載・届出について（自動車運転の業務）

## 時間外労働及び休日労働に関する協定届（例）

### ▶（様式9号の3の4） 限度時間を超えない場合



	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (同一職 以上の者)
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック) 20人
		一時的な道路事情の激化等に対処するため	
	② 1年単位の定形労働時間制により労働する労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者 3人
		季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員 10人
		季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車整備士 3人
	月末の決算業務	経理事務員 5人	

# 3 6 協定の記載・届出について（自動車運転の業務）

## 時間外労働及び休日労働に関する協定届（例）

### ▶（様式9号の3の5） 限度時間を超える場合

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))<sup>※1</sup>

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1ヶ月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については 960時間以内に限る。)		
				延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数		延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増資金率
				法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 及び休日労働の時間数を合算した時間数 (①については720時間以内、②については任意。)	法定労働時間を超える時間数 及び休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 及び休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 及び休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 及び休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 及び休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 及び休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)
① 下記②以外の者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										

# 3 6 協定の記載・届出について（自動車運転の業務）

## 時間外労働及び休日労働に関する協定届（例）

### ▶（様式9号の3の5） 限度時間を超える場合



限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ	
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ※2 ①、⑥、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。） <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		

協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名  
氏名

経理担当事務員  
山田 花子

又は ○○バス労働組合

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

○○○○年 3月 15日

使用者 職名 代表取締役  
氏名 田中 太郎

○○ 労働基準監督署長殿

# 時間外労働及び休日労働に関する協定書（例）



**時間外労働及び休日労働に関する協定書（例）**

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇（〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇）は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）並びに労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要がある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数（満18歳以上の者）	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者（トラック）	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な業務事情の変化等に対処するため			5時間	45時間	360時間
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
② 1年単位の定期労働時間により労働する労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者（トラック）については、前項の規定により時間外労働を行わせることにより「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要がある員林務事由	業務の種類	従事する労働者数（満18歳以上の者）	労働させることができる法定休日の日数並びに始業及び終業の時刻
季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者（トラック）	20人	法定休日のうち、2日を減じて1回 始業時刻 午前9:00 終業時刻 午後11:00
季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	法定休日のうち、4日を減じて2回 始業時刻 午前9:00 終業時刻 午後11:00

2 自動車運転者（トラック）については、前項の規定により休日労働を行わせることにより、改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時な場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超えて労働させることができる。

	臨時に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	従事する労働者数（満18歳以上の者）	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記に該当しない労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	4回	60時間
				5人	3回	55時間
② 自動車運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者（トラック）	20人	6時間	8回	75時間
				5人	3回	55時間

2 前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合の割増率は35%とする。  
なお、時間外労働が1箇月60時間を超えた場合の割増率は50%とする。

3 第1項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合における手続及び限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	対象労働者への医師による健康診断の実施 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを促した取得の促進 職域での時間外労働の削減

4 自動車運転者（トラック）については、第1項の規定により時間外労働を行わせることにより改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働の時間の限度とする。

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者（トラック）については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は1箇月について100時間未満となるよう努めるものとする。

2 自動車運転者（トラック）以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第6条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者（トラック）については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第7条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに当該労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに当該労働者に通知する。

第8条 第2条及び第4条の表における1年の起算日はいずれも〇年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日とする。

〇年3月12日

〇〇運輸株式会社 労働者代表 〇〇〇 印  
又は 〇〇運輸労働組合 執行委員長 〇〇〇 印  
〇〇運輸株式会社 代表取締役 〇〇〇 印

# トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

こちらもチェック！！

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck>



自動車運転者の  
長時間労働改善に  
向けたポータルサイト

  
トラック運転者

  
バス運転者

  
ハイヤー・タクシー運転者



ご清聴ありがとうございました。

